

「雪若丸」ロゴ・米袋デザイン・キャッチフレーズ作成業務に係る企画提案募集要項

1 目 的

「雪若丸」の名称やブランド・コンセプトを体現し、ターゲットユーザーや流通関係者などの印象に残るロゴ・米袋デザイン・キャッチフレーズを作成するため、企画提案を募集し受託業者を決定する。

2 委託業務

(1) 業務名

「雪若丸」ロゴ・米袋デザイン・キャッチフレーズ作成業務

(2) 業務の内容

別添、「雪若丸」ロゴ・米袋デザイン・キャッチフレーズ作成業務委託仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から平成29年7月31日まで

(4) 予算上限額

5,400千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 応募に関する事項

(1) 応募資格

民間企業・NPO法人・その他の法人等（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- ② 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ③ 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されていること。
- ④ 山形県内に事業所（本店、支店または営業所）を有する広告業者で、本委託業務の内容、要件を理解し、委託事業に従事する体制が整っていること。
- ⑤ 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む）又は消費税を滞納していないこと。
- ⑥ 組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）、予算及び決算書類を整備していること。
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更正又は再生手続きを行っていないこと。
- ⑧ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有するものを含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- ⑨ 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- ⑩ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- ⑪ 政治活動又は宗教活動を主目的とする団体でないこと。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要項に定めた資格・要件が備わっていないとき
- ② 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- ⑤ 見積金額が県の提示する予算上限額を上回るとき

4 提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類及び提出部数

- ① 参加申込書（様式第1号）：1部
- ② 企画提案書（A3）（様式第2号）：10部
・分かりやすい説明とするため、任意で資料を追加することができる。

(2) 提出期限

- ① 参加申込書（様式第1号）
平成29年3月24日（金）17時15分（必着）
- ② 企画提案書（様式第2号）
平成29年4月7日（金）17時15分（必着）

(3) 提出先

後述「10 担当部局」へ提出すること

(4) 提出方法

持参又は郵送による。

- ・郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。
- ・持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く）に提出先に持参すること。

(5) その他

提案は1事業者につき、1提案とする。

5 企画提案作成等に係る質問・問い合わせ

(1) 企画提案書の作成に係る質問等は、別紙「企画提案書作成に係る質問書（様式第3号）」により行うものとする。

(2) 質問書の提出は、電子メールにより行うものとし、件名を「『雪若丸』ロゴ等作成業務への問い合わせ」として山形県HP（県産米ブランド推進課の該当ページ）問合せ先まで送信すること。

(3) 質問書の受付期間

平成29年3月24日（金）17時15分までとする。

(4) 質問書への回答

質問書への回答は、質問者あて電子メールにより行うとともに、参加申込書提出者全てに、電子メールにより行う。ただし、各提案者の独自企画に関わることなどについては、当該質問をした提案者のみに回答する。

6 審査方法及び結果の通知

(1) 審査

企画提案書の審査は、「雪若丸」ロゴ・米袋デザイン・キャッチフレーズ作成業務に係る企画提案審査会設置要領に基づき設置する審査会において行う。

審査項目及び評価ポイント（別表）に基づき書類審査及び及びプレゼンテーション審査を行い、最も優れた応募者を選定する。プレゼンテーション審査の日程は別に通知する。

審査は非公開とする。

審査会が必要と認めた場合は、応募者に対するヒアリングを行うものとし、ヒアリングを行う場合は別に文書で通知する。

(2) 結果の通知

応募者全員に対して文書で通知する。

7 今後のスケジュール（予定）

- (1) 募集開始：平成29年3月16日（木）
- (2) 参加申込書の提出期限：平成29年3月24日（金）
- (3) 質問の提出期限：平成29年3月24日（金）
- (4) 企画提案書の提出期限：平成29年4月7日（金）
- (5) プレゼンテーション審査：平成29年4月中旬
- (6) 契約締結：平成29年4月中旬

8 委託契約に係る基本事項

- (1) 審査結果に基づき、最も優れた提案を行った事業者（以下「最優秀者」という。）と業務委託締結に向けた手続きを行う。
- (2) 最優秀者と業務委託契約締結条件等で合意に至らなかった場合、あるいは、最優秀者が応募に関する事項の失格事項に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約締結を行わず、審査会において次点の評価を受けた事業者と契約の締結に向けた手続きを行うことがある。
- (3) 当該契約に係る予算が成立しない場合には、この要項は効力を有しない。

9 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に要する経費はすべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
- (3) 提出期限後における企画書の再提出、差換えは一切認めない。
- (4) 応募及び契約については、発注者の都合により事業停止する場合があります。
- (5) 企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「10 担当部局」に提出すること。

10 担当部局

山形112号ブランド化戦略実施本部事務局

（山形県農林水産部県産米ブランド推進課内）

住 所：〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号（県庁9階）

電 話：023-630-3295 F A X：023-630-2431

(別表)

審査項目及び評価ポイント

以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配分の合計を100点満点として採点する。
各審査員の採点数の合計で算出する。

No.	審査項目	評価ポイント	配点
1	ブランド化に対する考え方	<ul style="list-style-type: none">・「雪若丸」ブランド化に対する会社としての考え方 や構想が確立されているか・「雪若丸」ブランド化戦略の基本方針に合致しているか	20
2	制作業務の作成方針	<ul style="list-style-type: none">・ブランドコンセプトを理解し、ターゲットユーザー を十分に意識しているか	20
3	企画内容	<ul style="list-style-type: none">・それぞれの企画の独自性・三業務の総合的な企画力	30
4	作成者の実績	<ul style="list-style-type: none">・これまでの実績への評価	20
5	他ブランド米袋への意見	<ul style="list-style-type: none">・他ブランド米袋について調査・分析し、オリジナリ ティ溢れる作品を作り上げようとしているか。	10
計			100